

(様式 2)

京丹後市高齢者保健福祉計画の概要

1 基本理念

「ともに支え合い、安心して暮らせる健康・福祉のまちづくりの構築」

2 計画の視点

住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らしていけるよう在宅支援体制の強化
生きがいにあふれた生活を送ることができるよう社会参加の促進
住み慣れた地域で安心して暮らしていくためのきめ細やかなサービス体制づくり
心身の状況や生活実態の違いに合わせた支援や保健福祉サービスの提供

3 重点課題

高齢者の積極的な社会参加、生きがい対策の推進
高齢期において寝たきりや認知症にならないための壮年期からの健康づくり
要介護状態の発生の抑制を図るために実施する介護予防の推進
新予防給付や地域密着型サービスなどサービス提供基盤の整備と質の向上
高齢者を支えるためのケアシステムの構築

4 計画期間

平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間です。

5 介護保険事業費の見込み額

< 介護保険事業費の見込み >

単位：千円

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護保険総費用（給付費）		4,017,895	4,192,600	4,591,386
内 訳	居宅系サービス総費用（給付費）	1,962,112	2,133,719	2,319,614
	施設サービス総費用（給付費）	2,055,783	2,058,881	2,271,772
地域支援事業総費用		81,017	97,234	138,851
内 訳	介護予防事業	20,254	33,821	62,935
	包括的支援事業	32,196	33,846	45,349
	任意事業	28,567	29,567	30,567
合 計		4,098,912	4,289,834	4,730,237

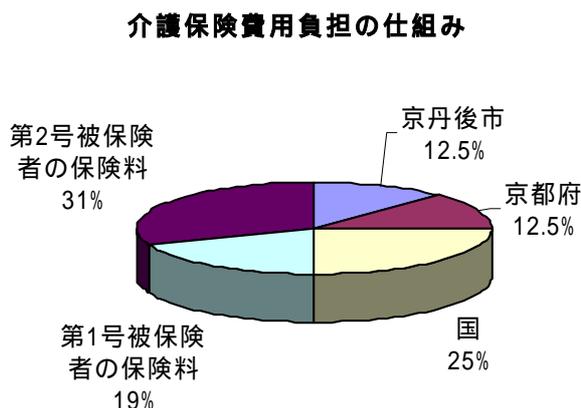
6 第1号被保険者の保険料の試算について

平成18年度介護報酬の改定等により変動がありますが、現時点では以下のとおり試算しています。

第1号被保険者の負担割合

介護保険制度は、国、京丹後市、第1号被保険者（65歳以上で京丹後市に住所のある方）、第2号被保険者（40歳から64歳までで医療保険に加入をしている方）の負担によって、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度であり、平成18年度から、介護保険事業費の第1号被保険者の負担割合が、18%から19%になります。

第1号被保険者の介護保険料は、市民に提供される総サービス量を反映しており、介護サービスが充実し、サービス利用が多くなるほど保険料が高くなる仕組みとなっています。



保険料段階及び保険料率の設定について（案）

低所得者の負担を軽減するため、現行の6段階制から8段階制に変更します。変更の内容は次のとおりです。

現行の第2段階（世帯員全員が市町村民税非課税の方 保険料率0.7）を、次のように細分化します。

- ・第2段階 世帯全員が市町村民税世帯非課税で、課税年金収入に合計所得金額を加算した額が、80万円以下の方 保険料率0.5
- ・第3段階 世帯全員が市町村民税世帯非課税で、上記階対象者以外の方 保険料率0.7

現行の第5段階（本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が200万円以上500万円未満の方 保険料率1.5）を、次のように細分化します。

- ・第6段階 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が200万円以上350万円未満の方 保険料率1.5
- ・第7段階 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が350万円以上500万円未満の方 保険料率1.75

また、介護保険料の基準額は、現行の月額2,800円（年額33,600円）から3,633円（年額43,500円）と見込んでいます。